

立川市図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 27 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市図書館条例の一部を改正する条例

立川市図書館条例（昭和53年立川市条例第29号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第6条 図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、委員会が必要があると認めたときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) 本館</p> <p>ア 月曜日。ただし、同日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第3条に規定する休日にあたるとときは、その翌日とし、同日が祝日法第2条に規定する日には、その翌日</p> <p>イ及びウ ……略……</p> <p>(2) 分館</p> <p>ア 每月第2月曜日及び第4月曜日。ただし、同日が祝日法第3条に規定する休日にあるとときは、その日後においてその日に最も近い祝日法第3条に規定する休日でない日</p> <p>イ及びウ ……略……</p> <p>(開館時間)</p> <p>第7条 図書館の開館時間は、午前10時から午後7時までとする。ただし、次の各号に掲げる日は、午前10時から午後5時までとする。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第6条 図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたらときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) 本館及び分館（立川市幸図書館、立川市西砂図書館、立川市高松図書館、立川市錦図書館及び立川市若葉図書館を除く。）</p> <p>ア 月曜日。ただし、同日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第3条に規定する休日にあたるとときは、その翌日とし、同日が祝日法第2条に規定する日には、その翌日</p> <p>イ及びウ ……略……</p> <p>(2) 立川市幸図書館、立川市西砂図書館、立川市高松図書館、立川市錦図書館及び立川市若葉図書館</p> <p>ア 每月第2月曜日及び第4月曜日。ただし、同日が祝日法第3条に規定する休日にあるとときは、その翌日とし、同日が祝日法第2条に規定する日には、その翌日</p> <p>イ及びウ ……略……</p> <p>(開館時間)</p> <p>第7条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げるどおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたらときは、臨時に変更することができます。</p>

<u>(1) 土曜日及び日曜日</u>	<p>(1) 本館、立川市幸図書館、立川市西砂図書館、立川市高松図書館、 立川市錦図書館及び立川市若葉図書館 午前10時から午後7時まで。 ただし、次に掲げる日は、午前10時から午後5時まで</p> <p>ア 土曜日及び日曜日</p> <p>イ 祝日法第3条に規定する休日にあたる日及び祝日法第2条に規定する日にあたる日</p> <p>ウ 分館（立川市幸図書館、立川市西砂図書館、立川市高松図書館、 立川市錦図書館及び立川市若葉図書館を除く。） 午前10時から午後5時まで</p>
<u>(2) 祝日法第3条に規定する休日にあたる日</u>	<p>2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めたときは、開館時間を臨時に変更することができる。</p>

附 則
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

